## 中国における炭素排出権取引パイロット事業から全国統一市場へ

#### —EU-ETS との比較を通じて一

How to build a nationwide carbon emissions trading market in China based on pilot projects?

-Comparison with the practice of EU-ETS-

〇凌奕樹<sup>1</sup>、周瑋生<sup>2</sup>・銭学鵬<sup>3</sup>・仲上健一<sup>4</sup>

## 1. はじめに

2017年、中国が全国統一排出権取引市場の展開を表明した。電力業界の1,700社がカバーされ、全国排出量の三分の一に相当する。ただし、2013年から先行する8つパイロット市場ごとの対象の差異や結果の違いを考えると、いかに全国規模の市場に統合していくかは明らかになっていない。本研究では、まずパイロット事業の課題をまとめる。そして、パイロット事業に残された課題を全国市場の建設の際にどのように解決するかを解明するため欧州域内の排出権取引制度による経験をまとめる。最後に、分析結果をもとに中国における炭素排出権取引全国制度の設計への提言を行う。

#### 2. 分析方法

本研究は、比較分析と環境経済学の手法を用い、まず、以前分析した 7 つパイロット事業の課題に、これから全国市場の取引ルールと MRV 制度を試行する 8 つ目の福建省パイロット事業を加え、課題整理を行う。そして、パイロット事業に残された課題を全国市場の建設の際にどのように解決するかを解明するため欧州域内の排出権取引制度の建設する経験を踏まえた上で、パイロット事業と EU-ETS が共通する課題を絞り、EU-ETS から得られる示唆を明らかにする。最後に、中国における炭素排出権取引全国制度の設計への提言を行う。

## 3. 分析結果

# 3.1 中国における炭素排出権取引制度パイロット事業の課題

2016 年 12 月から福建省が 8 つ目の炭素排出権取引パイロット事業としてこれから全国市場で展開される 予定の取引ルールと MRV 制度のガイドラインを試行し始めた。福建省を以前の 7 つパイロット事業と比較すると①トップダウンの方式で電力、セメント、アルミ電解 3 つセクターの排出総枠(キャップ)を決めること、②MRV 制度による参入された 277 か企業の当年度及び排出データを統計できたことが特徴として挙げられる。以上を踏まえた上、パイロット事業に残された課題は地域間の差異への配慮、適切な配分方法、市場管理とリスクマネジメントの完備による流動性の向上、データの確実性の確保と MRV 制度の完備にまとめる。

#### 3.2 中国における炭素排出権取引制度パイロット事業と EU-ETS の比較

中国のパイロット事業と EU-ETS を市場パフォーマンスと制度 2 つの視点から比較する。まず、市場パフォーマンスの視点から、図 1 には 2013 年から 2019 年 4 月までの中国パイロット事業と同時期 EU-ETS 価格の差を示した。図 1 を 3 つの段階に分けられる。第 1 段階(2013 年 6 月-2014 年 12 月)にはパイロット事業は取引価格が最初段階において一次高騰した。そのため、深セン市、北京市、広東省が EU-ETS の価格より上回った。第 2 段階(2015 年 1 月-2018 年 6 月)北京市と深セン市が一時的に EU-ETS の価格より上回る以外、他の地域の取引価格は EU-ETS の価格より下回る。ただし、この段階の差がさほど大きくなく 10 ドル

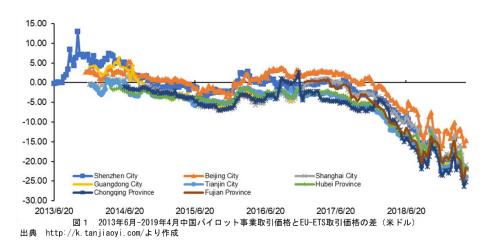
<sup>1</sup>立命館大学大学院 政策科学研究科政策科学専攻

<sup>〒567-0871</sup> 大阪府茨木市岩倉町 2-150 E-mail:ps0290ih@ed.ritsumei.ac.jp

<sup>2</sup> 立命館大学大学院 政策科学研究科 教授 〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町 2-150

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部 准教授 〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1

<sup>4</sup> 立命館大学 01C 総合研究機構 上席研究員 〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町 2-150



以内に収まる。第三段階(2018年7月—)に入ってから、EU-ETSが安定化リサーブの影響を受け、取引価格がパイロット事業より大幅に上回る。

また、制度建設の視点から EU-ETS の対象部門、配分方法、リスクマネジメント、MRV制度に着目し、表2にまとめる。表2によると、①中国パイロット事業が二酸

化炭素排出を中心とする電力と製造業を対象とする規制される一方、EU-ETS が徐々に他の温室効果ガスを規制対象とする。②初期段階には EU-ETS と中国パイロット事業が排出歴史データをもとにグランドファザーリング方式を利用した。しかし、この方式による企業削減インセンティブの阻害や配分枠の余剰などの問題が起こるため、EU-ETS がベンチマーク法を導入した。③過剰配分による EU-ETS の取引市場の低迷の問題を解決するため、安定化リサーブの試行とする余剰排出枠吸収を 2014 年から実行した。取引価格から見ると、2018 年 6 月以降の価格の上昇は取引の余剰排出枠が吸収されるため、市場の流動性も向上させたことにも導いた。その一方、 まり、EU-ETSと中国パイロット事業の制度の比較

同じ配分過剰の問 題に直面する重慶 市がリスクマネジ メントはないため 取引価格は低迷し ている。④EU-ETS の MRV 制度は 1995 年に発効した欧州 共同体の環境管理 審査制度規則に基 づくものであるた め、排出量データ の基礎が良いとは いえる。その一 方、中国パイロッ ト事業が歴史排出 量データまだ完成

	EU-ETS	北京市	天津市	上海市	湖北省	広東省	重慶市	深圳市	福建省
対象部門	フェイズ I OD: 電力、熱力、セメントと 他の12セクター N,O: 新酸による フェイズ II OO: フェイズ I+航空業 フェイズ IB 同じ N,O: フェイズ II+アジピン酸、 グリオキシル酸、グリオキ サール PFOs: アルミ製造	電力、熱力、 セメント、 油水学、製造ス 業、サービス 業	電力、熱供給、 製造業、鉄銅、 化学工業、石油 排掘 採掘	電油業建紙ム航鉄で、鉄、鉄等、鉄等、鉄等、鉄等、鉄等、銀行の電視で、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	電力、熱性終土工 大力、 大力、化学、 大力流・化学工業製 大力油・化学工業製品 大力油・化学工業製品 大力が、 大力が	電力、セメント、鉄鋼、石 油化学	製造業	製造業、大型公共建築物	石油化学、 化建築 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
配分 方法	フェイズIとフェイズI グ ランドファザーリング方式を 中心 フェイズII グランドファザーリング方式 (物の業界)、ベンチマーク 方式(製造業)	グランドファ ザーリンドグ (既存設備)、 ベン(新規設 備)	ベンチマーク (電グリング) (配がサーク (を)がサーリップ (他の業) アップ(他の業)	ベンチマーク (サービス業、 電力)、グラン ドファザーリン グ(他の業界)	ベンチマークとグ ランドファザーリ ングの併用(電 カ)、グランド ファザーリング (他の業界)	ベンチマーク (電力) デット、 (電力) デッチーリング (鉄) 石油化学)	政キコルが分る を一葉配め かった、 か枠を かかる	グランドファ ザーリング (大型公共建 築物)、入札 (製造業)	ベンチマー クとグラン ドファザー リングの併 用
リクマジン	フェイズII 2005年と比べる とキャップが6.5%削減 フェイズII 線形削減率を 1.7496設定 2020年以降 安定化リサーブ (MSR) 導入予定	N/A	N/A	N/A	政府が配分する前 に一定量の配分枠 を保存し、配分後 リサーブ量を用い、 調整する	N/A	2013-2015線 形削減率を 4.13%設定	N/A	N/A
MRV 制度	プロセスがコンプライアンス サークルで行う	M:排出因子 計算法 R:年間2000 トン以上標準 石炭を消費す る企業	M:排出因子 計算法 R:年間1万ト ン以上二酸化 炭素排出する 企業	M:排出因子計 算法、物質収支 計算法 R:年間1万トン 以上二酸化炭素 排出する企業	M:排出因子計算 法、物質収支計算 法、リアルタイム 観測法 R:年間8000トン 以上標準石炭を消 費する企業	M:排出因子計 算法、物質収 支計算法 R:年間5000ト ン以上二酸化 炭素排出する 企業	M:排出因子 計算法、物 質収支計算 法	M:排出物質収支計 算法、第二年間1万トン以素素と日本に出す 大工工工では 大工工では 大工工では 大工工では 大工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工では 大工工工工では 大工工工工では 大工工工工工工工工工工	全国市でる でる証 がより がいた がいた がいる

出典 「EUETS Handbook」と『全国七省市碳交易试点调查与研究』 (2014) より作成

していないが、福建省のように歴史排出データ及び当年度排出量データを正確に収集する経験を学ぶべきである。

## 4. 結論

本研究では、パイロット事業に残された地域間の差異への配慮、適切な配分方法、市場管理とリスクマネジメントの完備による流動性の向上とデータの確実性と MRV 制度建設の課題を解決するため中国のパイロットモデル事業の経験と EU-ETS との比較結果をまとめた。EU-ETS の経験を中国パイロット事業の現状と比べると①地域の差異を配慮し、カバーされる業界を選択すること、②ベンチマーク法の導入による企業削減のインセンティブを与えること、③リスクマネジメントを通じて市場の流動性を向上させることと④既存の環境制度を利用し、早めに排出取引制度に参加する企業の排出量データを収集することがこれから全国市場を設計する際に活用できると考えられる。